

令和6年1月11日

令和6年度実務実習施設 御中

東北医科薬科大学
薬学部長 吉村 祐一

新型コロナウイルス感染症における本学薬学実務実習生への指導内容について

昨年度まで新型コロナウイルス感染症への対応として、本学薬学部実務実習生へ以下の事項の指導をして参りました。

- ・ 実習開始2週間前から実習予定県内で待機
- ・ 実習開始日より2週間前からの朝晩の体温と健康状態（発熱や風邪症状等の有無）の記録作成
- ・ 実習中の体温記録作成（実習が無い日）
- ・ 実習中の実習実施県外への移動禁止
- ・ 実習中のアルバイト禁止（感染対策を理由とする）

現在、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、令和6年度実務実習より上記の指導事項を撤廃いたします。なお、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症感染の予防に努め、体調管理徹底の目的から、以下の事項は指導を継続いたします。

- ・ 毎朝の検温
- ・ 実習中の体温記録作成（実習がある日の朝のみ）

以上、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上